

京都議定書目標達成特別支援無利子融資制度  
【3年間の緊急無利子融資（利子補給）制度】の創設

(1) 事業の概要

金融危機に端を発した厳しい経済情勢の下、設備投資・経常利益が減少する中であっても、京都議定書目標達成のため、企業もCO<sub>2</sub>を大幅に削減しなければならない。

こうした中、削減目標達成のための温暖化対策に係る設備投資への融資利率の3%を限度（無利子相当を上限）とした利子補給を3年間行う。

(2) 事業計画

利子補給を受ける事業者は、金融機関から温暖化対策に係る環境格付を受けた上で、以下のいずれかを誓約することを条件とする。

3年間（2009年から2011年まで）でCO<sub>2</sub>排出原単位6%改善又はCO<sub>2</sub>排出量6%削減。

5年間でCO<sub>2</sub>排出原単位10%改善又はCO<sub>2</sub>排出量10%削減。

予算措置により基金を創設し、3年間分の利子補給所要額を交付。

(3) 事業の実施主体

環境省、基金設置法人、民間金融機関、民間事業者

(4) 予算額 4,500百万円

## 京都議定書目標達成特別支援無利子融資制度の創設 < 45億円 >

主要企業が赤字見込みを出すなど、現下の厳しい経済状況下の中で、環境投資等を促進するため、環境ビジネス等に資金を流れやすくするための仕組みを創設する。(企業が赤字見通しの中では投資減税だけでは不十分)

具体的には、時限的に下記の3年間の無利子融資制度を創設することにより、温暖化対策等環境ビジネスに取り組む企業等を支援する。

### 京都議定書目標達成特別支援無利子融資制度 (3年間の緊急無利子融資(利子補給)制度)

対象金融機関	<u>温暖化対策に係る環境格付手法を実施する金融機関</u>
融資条件	以下のいずれかの誓約を行った事業者 <u>3年間でCO2排出原単位6%改善又はCO2排出量6%削減</u> <u>5年間でCO2排出原単位10%改善又はCO2排出量10%削減</u>
対象範囲	温暖化対策に係る設備投資
利子補給対象融資限度額	<u>100億円 / 件</u>
利子補給率上限	<u>3% (無利子を上限)</u>
国からの交付方法	<u>予算措置により、基金(環境保全型経営促進基金(仮称))を創設し、3年間分の所要額を交付</u>